



熊本県公報

号外 第9号
平成15年3月31日（月）
（毎週 月・水・金発行）

目 次

- 規 則
○熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則……………（港 湾 課） 1
訓 令
○熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令…（広 報 課） 5
○麻薬取締員けん銃警棒等使用及び取扱規程の一部を改正する訓令……（薬 務 課） 5

本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則
（1） マリーナ施設使用許可申請書の様式を定めることとした。（別記第15号の2様式関係）
（2） この規則は、平成15年6月1日から施行することとした。

規 則

熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第25号

熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県港湾管理条例施行規則（昭和41年熊本県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

（14） マリーナ施設を使用しようとする場合

マリーナ施設使用許可申請書（別記第15号の2様式）

第4条第2項第1号中「別記第15号の2様式」を「別記第15号の3様式」に改め、同項第2号中「別記第15号の3様式」を「別記第15号の4様式」に改める。

第4条の2第1項中「別記第15号の4様式」を「別記第15号の5様式」に改める。

別記第15号の4様式を別記第15号の5様式とし、別記第15号の3様式を別記第15号の4様式とし、別記第15号の2様式を別記第15号の3様式とし、別記第15号様式の次に次の1様式を加える。

別記第15号の2様式（第4条関係）

マリーナ施設使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

電話() -

三角港のマリーナ施設（係船専用浮桟橋（長期使用）・陸上保管施設）を使用したいので許可されるよう熊本県港湾管理条例第5条の規定により申請します。

船 名		船舶の種類	モーターボート クルーザーヨット その他 ()
船舶番号、漁船登録 番号又は船舶検査済 票の番号			
総 ト ン 数	トン	船舶の全長	メートル
船舶の所有者		船舶の幅員	メートル
所有者の住所		船舶の重量	トン
所有者の電話番号		船舶の喫水	メートル
取得操縦士免許の 種類及び番号			
漁船登録の有無	有・無		
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
摘 要			

- (注) 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 2 船舶検査証書の写しを添付してください。
 3 所有者と申請者が異なる場合は所有者から使用を許可されたことを証する書類を添付してください。
 4 共同所有の場合は、所有者全員の使用許可申請に係る同意書を提出してください。
 5 不要の文字は、抹消してください。

その2

マリーナ施設使用許可申請書（上下架施設）

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

電話() -

三角港のマリーナ施設（上下架施設）を使用したいので許可されるよう熊本県港湾管理条例第5条の規定により申請します。

船 名		船舶の種類	モーターボート ※ クルーザーヨット その他 ()
船舶番号、漁船登録 番号又は船舶検査済 票の番号			
総 ト ン 数	トン※	船舶の全長	メートル※
船舶の所有者	※	船舶の幅員	メートル※
所有者の住所	※	船舶の重量	トン※
希 望 時 間	年 月 日	午前・午後	時
摘 要			

（注） 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 係船専用浮桟橋又は陸上保管施設の使用許可を受けている船舶にあっては、※印欄の記入は不要です。

3 不要の文字は、抹消してください。

その3

マリーナ施設使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

電話() -

三角港のマリーナ施設（係船専用浮桟橋（短期使用））を使用したいので許可されるよう熊本県港湾管理条例第5条の規定により申請します。

船 名		船舶の種類	モーターボート ※
船舶番号、漁船登録番号又は船舶検査済票の番号			クルーザーヨット その他 ()
船舶の所有者		船舶の全長	メートル
所有者の住所		船舶の幅員	メートル
総 ト ン 数	トン	船舶の重量	トン
取得操縦士免許の種類及び番号			
使用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
摘 要			

- (注) 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 2 船舶検査証書の写しを添付してください。
 3 所有者と申請者が異なる場合は所有者から使用を許可されたことを証する書類を添付してください。
 4 不要の文字は、抹消してください。

附 則
 この規則は、平成15年6月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第3号

熊本県公営企業管理規程第1号

熊本県教育委員会訓令第3号

本庁各部課（総室・室）

各 地 方 出 先 機 関

企 業 局

教 育 庁

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子
熊本県公営企業管理者 佐 藤 博 治
熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

熊本県訓令第16号

熊本県広報広聴の組織及び運営に
関する規程

平成12年熊本県公営企業管理規程第10号 の一部
熊本県教育委員会訓令第5号

を次のように改正する。

別表第2中「教育庁政策調整審議員」を「教育庁総務広報課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県訓令第4号

健 康 福 祉 部

麻薬取締員けん銃警棒等使用及び取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

麻薬取締員けん銃警棒等使用及び取扱規程の一部を改正する訓令

麻薬取締員けん銃警棒等使用及び取扱規程（平成8年熊本県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第16条中「監視麻薬係長」を「監視麻薬担当職員のうち薬務課長があらかじめ指定した者（以下「薬務課長が指定した者」という。）」に改める。

第17条及び第25条中「監視麻薬係長」を「薬務課長が指定した者」に改める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

